

# 『被害防止ネット』ニュース

〇〇 消費者の被害を防ぐ ネットの輪 〇〇

平成20年7月22日

No.8号

[事務局] 小樽消費者協会 〒047-0031 小樽市色内1丁目9番5号 小樽市分庁舎内  
TEL 31-3682 (消費者協会事務局) 23-7851 (消費者センター)  
FAX 22-1345 E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp

## 消費者被害防止ネットワーク 総会、高齢者・若年者分科会を開催

平成20年7月4日、小樽市分庁舎内(色内)において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」の総会と高齢者・若年者分科会が行われました。

### 総会では・・・

#### ◎消費者相談の概要について

市生活安全課より「19年度相談件数は、1,695件で、相談者の年代は60歳以上(31%)と20歳代まで(10%)で全体の4割を占め、相談内容ではメール等による架空請求が最も多かった」など昨年度の相談状況について説明がありました。

#### ◎多重債務問題について

札幌弁護士会の猪野弁護士より、多重債務問題の背景にあるヤミ金被害の現状などについて解説があり、その中で「ヤミ金は、他の金融機関から借りることができないような返済能力のない人にお金を貸すため、多重債務者はより拡大し、深刻な社会問題となっている」「最高裁では、ヤミ金に対して利息だけでなく元本も返さなくてよいという判決が出ている」「多重債務で、お困りの方は、弁護士をはじめとした各種の法律相談などをまず受けてみてください。」とのお話がありました。

[ヤミ金被害対策と多重債務相談機関は裏面参照]

### 高齢者分科会では・・・

#### ◎最近の高齢者被害について

消費者センターより、「振り込め詐欺に遭い、携帯電話の指示に従いATMで送金してしまい、すぐに周りの人が不審に気づいたが、わずか3分で引き落とされていた」「“生活センター”と名乗る業者から、詐欺に遭われた方の被害金を取り戻しているが、手続き費用が24万円かかるという電話があった」「訪問してきた業者に、以前買った布団の代金が残っていると言われ20万円を支払ってしまった」などの事例報告がありました。

### 若年者分科会では・・・

#### ◎最近の若年者被害について

消費者センターより、「若者の被害では、依然としてパソコンや携帯電話におけるメールの架空請求に関するものが多い。」などの報告の後、啓発用ビデオを用いて悪質商法の具体的な手口と対処法等について解説がありました。

[高齢者と若年者を狙う主な悪質商法は裏面参照]



### 各団体から

各分科会の情報交換の場では、今回出席した老人クラブ連合会、民生委員協議会、地域包括支援センター、札幌司法書士会小樽支部、小学校生活指導委員会、高等学校校外生活指導連盟等から消費者を取り巻く現状や被害実態などについて次のような報告・意見がありました。

- ◎ 今年は振り込め詐欺が急増しており、特に「還付金を支払う」などと言う騙し文句を用いる手口が多いので注意が必要である。
- ◎ 電気の点検や工事と偽って、代金を騙し取ろうとしたり、隙を見て家の中を物色する業者もいるので、不審な時は身分確認が大事である。

- ◎ 電気治療器や健康食品を高額で買われるケースがあるが、「よく効く」とか「特別に良い物」といった言葉には気をつけなければならない。
- ◎ 高齢者は訪問販売詐欺に遭っても記憶が曖昧なので、業者を特定するうえで撮影可能なカメラ

付インターホンを設置するのも有効な手段である。

- ◎ 啓発推進には、町会・学校・PTA等地域が連携を深め、会議での周知や広報誌の活用など積極的な取り組みを行っていくことが大事である。など、多くの報告や意見が出されました。

◆ヤミ金融被害に遭わないためには……◆

- ◎電話一本での「即日融資」や極端に低い金利には注意
- ◎店舗を構えていない融資業者には注意
- ◎ダイレクトメールによる勧誘は要注意
- ◎NTT電話番号案内で業者の電話番号登録を確認する
- ◎行政機関で貸金業登録をしている業者か確認する
- ◎契約時に、家族・友人等の勤務先や連絡先を執拗に聞いてくる業者には注意
- ◎返済口座を教えなかったり、個人名義口座の場合は注意
- ◎ヤミ金は犯罪なので毅然と対応し、絶対に手を出さない
- ◎被害に遭ったら警察に届けたり、相談機関に相談してください

●多重債務の主な相談機関●

- <札幌弁護士会の多重債務解決センター>
  - 月・水・金曜の午前10時～午後4時
  - 稲穂2-18-1 高野ビル5階
  - 予約制 ☎23-8373 (平日午前10時～午後4時)
- <札幌司法書士の法律相談>
  - 水曜の午後5～8時・土曜の午前10時～午後1時
  - 色内1-9-5 小樽市分庁舎1階
  - 予約制 ☎62-6734 (平日午前9時～午後5時)
- <小樽市の法律相談>
  - 月曜の午後1～5時
  - 色内1-9-5 小樽市分庁舎1階
  - 予約制 ☎33-0200 (1週間前午前9時～先着順)

【高齢者を狙う主な悪質商法】		対処法
SF(催眠)商法	日用品の無料配布や講習会の名目で締め切った会場に人を集め、雰囲気盛り上げて高額な商品売りつける商法。	見知らぬ業者などを 家に入れない
かたり商法	公的機関や有名企業の職員や関係者を装い、誤認させて商品売りつける商法。	
点検商法	「点検に来た」と言って来訪し、危険な状態などと不安をあおってから不要な契約を押しつける商法。	必要ないものは はっきり断る
見本工事商法	「モデル工事として宣伝に使う」などと言って、特別割引料金と思わせ工事契約を結ばせる商法。	
ネガティブオプション(送りつけ商法)	注文していない商品を一方的に送りつけ、受け取った側が勘違いして代金を支払ってしまうことを狙った商法。	うまい話を 鵜呑みにしない
【若年者を狙う主な悪質商法】		
アポイントメントセールス	「抽選に当たった」「特別モニターに選ばれた」などと有利な条件を強調して電話で呼び出し、商品を買わせる商法。	その場で すぐ契約しない
デート商法	デートを装って接触し、異性間の感情を利用して、断りづらい雰囲気を持ち込んで、商品の購入を勧誘する商法。	一人で決めないで 家族や知人に相談
キャッチセールス	街頭でアンケートへの協力を求め、別の場所に連れて行き、契約しないと帰れない雰囲気にして商品の購入を迫る商法。	
資格商法	「受講すれば資格が取れる」「もうすぐ国家資格になる」などと執拗な勧誘をし、講座や教材の契約を強いる商法。	困った時には 消費者センターへ (23-7851)
マルチ商法	「商品売って会員を増やせばマージンが得られる」と言って販売組織に誘い、商品購入の契約をさせる商法。	

❖啓発用貸出しビデオのご利用を❖

消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸し出しています。啓発行事などの際ご利用ください。

➡申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

❖「出前講座」の活用を❖

各種団体からの依頼に応じ消費生活相談員を派遣し、消費者被害等に関する講演を行います(無料)。

➡申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

【情報交換について】

ネットワークでは、被害報告などの情報交換をパソコンメールやファックスを通して行っています。情報提供やアドレス・番号の届出は、下記事務局連絡先までお願いします。

➡ E-mail: [otarushouhi@air.ocn.ne.jp](mailto:otarushouhi@air.ocn.ne.jp)  
Fax : 22-1345